

豊橋市自然史博物館ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び豊橋市広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、豊橋市自然史博物館が公開・管理するホームページ（以下「自然史博物館ホームページ」という。）のトップページへの広告掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然史博物館ホームページ：豊橋市自然史博物館が公開・管理するホームページのことをいう。
- (2) Web ページ：インターネット上に公開されている文章や情報のことをいう。
- (3) URL：インターネット上の文書や画像などの情報がある場所を示す記述方式のことをいう。
- (4) バナー広告：自然史博物館ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWeb ページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 自然史博物館ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の募集)

第4条 豊橋市総合動植物公園部長（以下「部長」という）は、広告の募集を要綱及び基準により行うものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は部長が必要と認めたときに行うことができるものとする。
- 3 部長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告の規格等)

第5条 自然史博物館ホームページに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦 60 ピクセル、横 120 ピクセルであること。
 - (2) 形式は、J P E G形式又はG I F形式（透過性は除く）の静止画であること。
 - (3) データ容量は、10K B以下であること。
 - (4) デザイン及び色彩は、自然史博物館ホームページのイメージを損なわないものであること。
- 2 次の表現を含んだ広告は、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、使用しないものとする。
- (1) 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク（警告表示）

- (3) ラジオボタン（選択肢があるように見えるもの）
 - (4) テキストボックス（入力ができるように見えるもの）
 - (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
 - (6) その他、これらに類するもの
- （広告の内容等）

第6条 自然史博物館ホームページに掲載できる広告の内容等については、要綱、基準及び本要領に基づくものとする。

（広告の掲載期間等）

第7条 広告の掲載期間は1か月単位とし、具体的な掲載期間及び掲載位置は、自然史博物館ホームページで掲載する。

2 広告掲載の開始日及び終了日は部長が定める。

3 広告掲載期間において、自然史博物館の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖時間を24時間で除して得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）に相当する掲載期間を延長する。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、自然史博物館ホームページバナー広告掲載申込書（様式1）及び審査に必要な書類を添付して、自然史博物館に提出しなければならない。

（広告原稿の作成等）

第9条 広告原稿は、第5条第1項及び第2項を満たすものとし、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載の審査及び決定）

第10条 部長は、第8条の規定による申込みがあったときは、要綱、基準及び本要領に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 掲載する広告の順位は別表1で定める。

3 部長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容、条件等について広告掲載希望者に対し、自然史博物館ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式2）により通知するものとする。

（広告掲載料）

第11条 自然史博物館ホームページへの広告掲載料は別表2に定める。

2 広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、自然史博物館が指定する期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

（広告内容等の変更）

第12条 部長は、掲載が決定された広告においても、広告内容、デザイン及びリンク先のWebページの内容等が、法令等に違反しているとき又はそのおそれがあるとき若しくは要綱、基準及び本要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めるものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第13条 部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載を一時停止することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき、又は納付する見込みのないとき。
- (2) 広告主からの掲載取り止めの申し出があったとき。
- (3) 広告の内容又はリンク先Webページの内容等の変更によって、当該変更後の内容が広告掲載の基準に反する場合又はそのおそれがある場合で、部長が必要と認めるとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、自然史博物館ホームページへの広告掲載が適当でないと部長が判断したとき。

2 部長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、又は広告の掲載を一時停止したときは、自然史博物館ホームページバナー広告掲載取消等通知書(様式3)により広告主に通知するものとする。

(広告原稿等の変更)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は自然史博物館ホームページバナー広告掲載変更申出書(様式4号)により、変更を希望する日の10日前までに自然史博物館に届け出なければならない。ただし、部長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先のURLを変更するとき。
- (3) リンク先のWebページに障害等が発生したとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、自然史博物館ホームページバナー広告掲載申込書、又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

2 部長は、前項の規定により広告原稿等の掲載変更について決定したときは、自然史博物館ホームページバナー広告掲載変更決定通知書(様式5)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取り止め)

第15条 広告主は、自己の都合により自然史博物館ホームページへの広告掲載を取り止めることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り止めるときは、広告主は自然史博物館ホームページバナー広告掲載取止め届出書(様式6)により、広告掲載の取り止めに希望する日の10日前までに自然史博物館に届け出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第16条 広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月以降の納付済月額額の総額とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 広告掲載料の還付を受けようとするものは、自然史博物館ホームページバナー広告掲載料還付請求書(様式 7)を自然史博物館に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

第 17 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(損害賠償請求)

第 18 条 第 14 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する事由により自然史博物館が被害を被った場合は、部長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、自然史博物館ホームページへの広告掲載について必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 10 条関係)

第 1 優先項目		第 2 優先項目	
		第 1 順位	第 2 順位
第 1 順位	出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの	掲載希望期間の長いもの	申込み順
第 2 順位	公益事業(※)を行う私事業で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する事業者又は商店街・専門店街等の連合体	同上	同上
第 3 順位	第 2 順位に規定するもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所を有するもの	同上	同上
第 4 順位	上記以外の事業者	同上	同上

(※)公益法人とは、公益事業学会規約における定義「市民生活の日常不可欠な用役(サービス)を提供する一連の事業」とする。

(例示) 電気、ガス、鉄道、軌道、郵便、電信電話、放送等の事業

別表 2 (第 11 条関係)

ホームページ名	1 か月当たりの広告掲載料
豊橋市自然史博物館ホームページ	5, 0 0 0 円

※ 消費税及び地方消費税を含む。

様式1 (第8条関係)

年 月 日

豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載申込書

豊橋市長 様

申込者

住 所

氏 名

⑩

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋市自然史博物館広告取扱要領第8条により、下記のとおり申し込みます。

記

広 告 掲 載 希 望 者	所在地	〒 ー	
	名 称		
	代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業 種			
掲載希望期間	年 月分 から 年 月分 (か月)		
リンク先URL	http://		
添 付 資 料	広告原稿 (デザイン画及び電子データ)		
	会社概要 (登記簿謄本の写し等)		
	承諾書 (市税の滞納額が無い証明を交付申請するためのもの)		
	許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するものの写し		

年 月 日

承 諾 書

豊橋市長 様

所 在 地
名 称

代表者役職名・氏名

(電話 局 番)

⑩

豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載申込に当たり、市税の滞納額を閲覧することには差し支えありません。

様式2（第10条関係）

年 月 日

豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載決定通知書

様

豊橋市長

年 月 日付で申し込みがありました豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分		<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない 理由（ ）
広告掲載希望者	所在地	〒 ー
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載期間		年 月分 から 年 月分（ か月）

担当 豊橋市総合動植物公園部自然史博物館

TEL (0532) 41-4747

FAX (0532) 41-8020

様式3（第13条関係）

年 月 日

豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載取消等通知書

様

豊橋市長

年 月 日付で豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載取消等について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

取消理由		
広告掲載者	所在地	〒 ー
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載取消日		年 月 日

担当 豊橋市総合動植物公園部自然史博物館

TEL (0532) 41-4747

FAX (0532) 41-8020

様式4 (第14条関係)

年 月 日

豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載変更申出書

豊橋市長 様

申出者
住 所

氏 名 ⑩
(法人の場合は、名称及び代表者)
(電話 局 番)

豊橋市自然史博物館ホームページ広告取扱要領第14条により、下記のとおり変更を申し出します。

記

広告 掲 載 者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更希望日		年 月 日
掲載変更理由		
変更後の リンク先URL		http:// (リンク先の変更が必要ない場合、記入は不要です。)
変更後の 広告の内容		(広告原稿を変更する場合は、デザイン画及び電子データも添付してください。)

様式5（第14条関係）

年 月 日

豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載変更決定通知書

様

豊橋市長

年 月 日付で申し出がありました豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分		<input type="checkbox"/> 掲載変更する <input type="checkbox"/> 掲載変更しない 理由（ ）
広告掲載者	所在地	〒 ー
	名称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更日		年 月 日

担当 豊橋市総合動植物公園部自然史博物館

TEL (0532) 41-4747

FAX (0532) 41-8020

様式6（第15条関係）

年 月 日

豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載取止め届出書

豊橋市長 様

届出者
住 所

氏 名 ⑩
(法人の場合は、名称及び代表者)
(電話 局 番)

豊橋市自然史博物館ホームページ広告取扱要領第15条により、下記のとおり届け出します。

記

広 告 掲 載 者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
広告掲載取止め希望日	年 月 日	
広告掲載取止め理由		

様式 7 (第 16 条関係)

年 月 日

豊橋市自然史博物館ホームページバナー広告掲載料還付請求書

豊橋市長 様

申込者

住 所

氏 名

⑩

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋市自然史博物館ホームページ広告取扱要領第 16 条により、下記のとおり
広告掲載料の還付を請求します。

記

還付理由	
還付対象期間	年 月分 から 年 月分 (か月)
還付請求金額	円